

鳥取県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成22年 5 月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 満 雄 東伯郡琴浦町大字八幡792-1

平成22年 3 月12日退任